

学校災害対応マニュアル



いわき市立植田中学校

植田中学校災害（地震・風水害・原子力災害）計画

1 ねらい

過去の大規模な自然災害、特に大地震の教訓を生かし、児童及び生徒（以下「児童生徒」という。）の安全確保を図るため、日常的な防災活動や災害発生時における基本的な対応マニュアルを示す。

2 内容

◇ 災害（地震・風水害）対応マニュアル作成上の留意点	1
① 日常的な学校の防災活動	2
(1) 平常時における防火防災委員会の組織とその役割	
(2) 日頃から講じておくべき措置	
② 学校災害時における児童生徒の安全確保	
(1) 災害対策本部の設置	4
(2) 地震発生時における教職員の非常配備計画	5
(3) 地震発生時別の対応	
① 児童生徒在校時	6
② 校外活動時	8
③ 登校時	9
④ 下校・帰宅時	10
⑤ 夜間・休日等	11
(4) 風水害発生時の対応	
① 児童生徒在校時	12
② 夜間・休日等	13
(5) 原子力災害発生時の対応	14
③ 避難所開設と運営の支援	15
④ 授業再開に向けての対応	20
◆ 資料	
① 情報連絡体制	21
② 当事者の防災リテラシー評価表	22

◇災害（地震・風水害）対応マニュアル作成上の留意点

- 1 「日常的な学校の防災活動」では、学校の実情に応じて内容を整理し、防火防災委員会の活動を学校安全計画の中に反映させること。
- 2 災害対策本部の組織編制においては、通常の校務分掌と災害対策本部を設置した際の各班の実務内容との関連を考慮し、学校の実情を勘案して適切に教職員を配置すること。
- 3 役割分担においては、学校の規模と非常配備計画との関連を考慮し、各班の中に班長を設けるなどの工夫をすること。
- 4 非常配備計画については、学校規模や職員の状況など学校の実情に応じて、非常事態に適切に対応できるよう作成すること。
- 5 地震発生時の対応については、地震発生から数分間の児童生徒の安全確保を確実にするため、教師の具体的対応を洗い出し、順序よく整理することが重要であるという視点で、学校の実情に応じてマニュアルを自校化すること。
- 6 大地震の場合は、訓練と異なり避難経路に危険が生ずる場合もあることから、避難経路となる階段等の安全確認が迅速にできるよう、学校の実情に応じて予め緊急避難経路確認の係分担をしておくこと。
- 7 地域によっては、土砂災害、洪水、津波、集中豪雨時の浸水等の危険を考慮し、避難先や児童生徒への指導内容を適切に付加すること。
- 8 災害情報の収集を迅速に行うため、地域の災害対策担当課、消防署、警察署、バス会社、ＪＲ等、関係機関の情報提供担当窓口の電話番号を一覧表にし、情報収集の役割分担を明確にしておくこと。
- 9 電話がつかないことも想定し、緊急の場合は災害伝言ダイヤルの活用ができるよう、利用方法を確認しておくとともに、保護者等へも周知しておくこと。
- 10 機能するマニュアルとするため、可能な限り、誰が、何をするのかを明らかにすること。なお、担当者不在の場合の代行についても確認しておくこと。

1 日常的な学校の防災活動

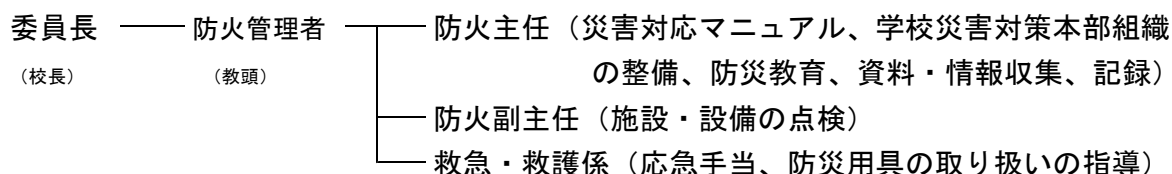
日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、災害が発生した場合においても速やかに児童生徒等の安全確保を図るため、防火防災計画に次の事項について定める。

(1) 平常時における防火防災委員会とその役割

○ 防火防災委員会の設置

- 適切な安全指導及び施設・設備の管理を行う。
- 学校の防災体制の推進に必要な計画を検討、策定し、実施する。

【組織】



(2) 日頃から講じておくべき措置

ア 学校施設・設備等の点検・整備 (担当：防火管理者)

- 石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所をはじめ校内及び校地内の施設・設備全般について点検を実施する (日常点検・定期点検・臨時点検)。
- 消防法に基づく点検・整備を実施する。
- 学校保健安全法施行規則第28・29条に基づく安全点検を実施する。

イ 防災教育の実施 (担当：防火主任)

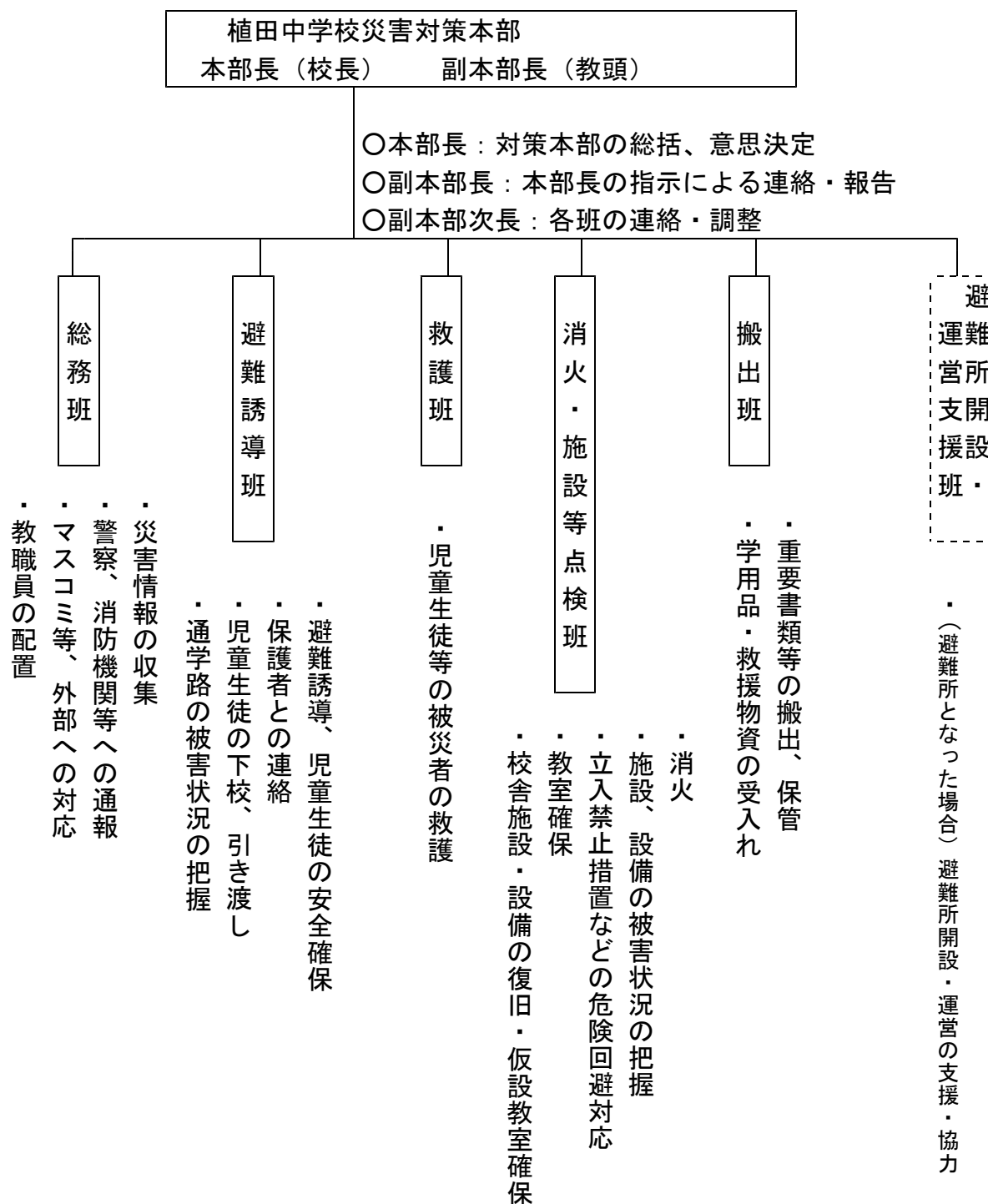
- ※学校安全計画へ明確に位置づける。
- 「自らの安全は自ら守る」ということを基本に、必要な知識・技能・態度の修得に主眼をおいて、教科等の時間も含めて指導する。
- 児童生徒の発達段階及び地域の地形に応じた防災教育を実施する。
- 様々な災害と多様な状況を想定した避難訓練を実施する。
- 地域の危険箇所・避難所マップづくりなど、家庭、地域とともに考える防災教育を実施する。
- 防災研修を実施する。
- 「心のケア」の視点に立つ研修を実施する。

ウ	情報・連絡体制の整備 (担当：防火管理者)	○災害対応マニュアルを作成する。 ○円滑かつ的確な情報伝達ができる体制を整備する。 ○一元的に情報を管理できる体制を整備する。 ○学校内における情報の管理・連絡体制や災害時に連絡すべき機関のリストアップなど情報連絡体制を整備する。 ○PTAと災害時の協力体制及び緊急連絡方法を協議しておく。 ○近隣校、地域団体との連携を図る。
エ	学校安全度の評価・改善 (担当：防火主任)	○施設設備の点検・整備が適切に行われているか評価し、必要に応じて改善する。 ○当事者の防災リテラシーを評価し、必要に応じて改善する。 ○災害対応マニュアルが適切に機能するか評価し、必要に応じて改善する。
オ	学校非常用物資の備蓄管理 (担当：防火主任)	○学校施設の一部を備蓄場所として提供する場合、災害対策担当部局、教育委員会等と協議し、管理場所、備蓄物資の内容、管理者、管理方法等について定めておく。
カ	家庭・PTA・地域との連携 (担当：防火管理者)	○各種の機会を通じて、避難所開設・運営や学校防災計画の内容や災害発生時の児童生徒等の動向、学校の対応などを知らせておく。 ○児童生徒が在校時に災害が発生した場合の学校への連絡方法を周知しておく。 ○夜間や休日の連絡等について協力を要請しておく。
キ	防災上必要な用品等の点検・整備 (担当：防火管理者)	○防災用品は保管場所を把握し点検しておく。 ○重要書類は適切に保管しておく。 校長印、学校沿革誌、卒業証書台帳、指導要録、人事関係書類等

2 学校災害時における児童生徒の安全確保

(1) 災害対策本部の設置

災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として職員室に学校災害対策本部を設置し、学校としての組織的な災害対応にあたる。



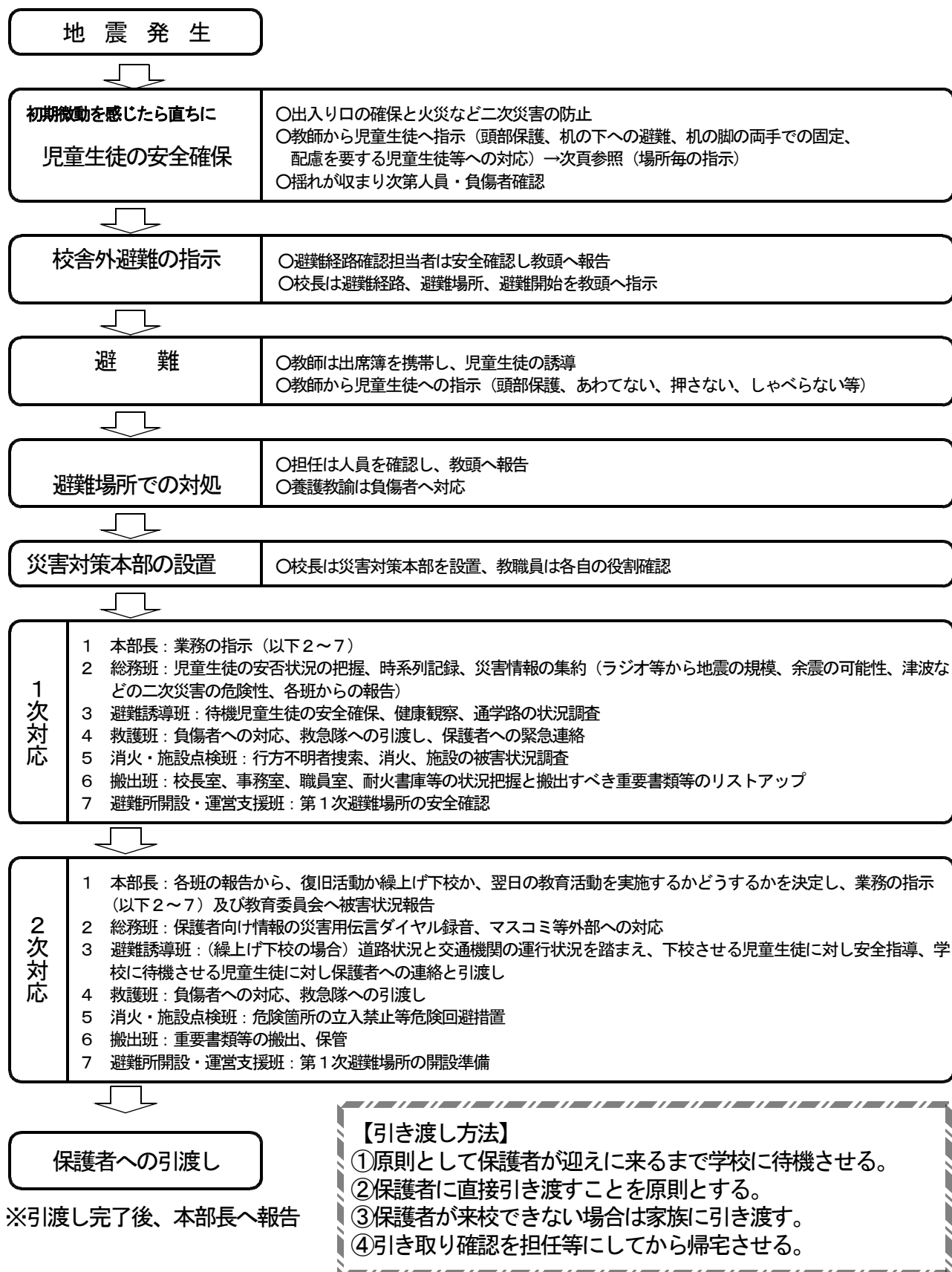
役割分担表

番号	職等	役 割	班 員
1	校 長	本部長	2 学年主任、1 学年主任 1 学年副担任 2 学年副担任 3 学年副担任
2	教 頭	副本部長	
3	防火主任	総務班長	
4	3 学年主任	避難誘導班長	
5	養護教諭	救護班長	
6	教務主任	消火・施設等点検班長	
7	生徒指導主事	搬出班長	

(2) 地震発生時における教職員の非常配備計画

配 備 区 分	配 備 体 制	配 備 時 期
警 戒 配 備	校長，教頭の3者で、災害情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。 (地域災害対策担当課、消防署、学校施設警備会社等からの情報収集、学校施設の状況把握等)	1 学校所在地において震度4の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波注意報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたとき。
特別警戒配備	校長，教頭の3者で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、特別警戒体制に移行できる体制とする。(学校施設の被害状況の把握、通常の教育活動が実施可能か検討、被害状況の報告、教育活動実施に向けた対応や授業開始の変更及び臨時休業等が必要な場合の緊急連絡の対応等)	1 学校所在地において震度5弱の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、津波警報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたとき。
特別警戒体制	校長，教頭，教務主任で、災害情報の収集及び連絡活動、教育活動の実施の可否が検討でき、災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	1 学校所在地において震度5強の地震が観測されたとき。 2 学校所在地に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 その他特に校長が必要と認めたとき。
災害対策本部体制	全職員で、組織及び機能の全てを挙げて、応急対策にあたる体制とする。	1 学校所在地において震度6弱以上の地震が観測されたとき。 2 福島県沿岸において、大津波警報が発表されたとき。 3 その他特に校長が必要と認めたとき。

(3) 地震発生時の対応 ～①児童生徒在校時～



～基本的な安全確保の対応～

ア 授業中

※避難経路の確認、避難の指示は職員室で待機中の教職員が行う。

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	○教師の指示による安全確保の的確な指示する（頭部を保護する、窓・壁際・棚・ロッカーから離れる）	○机の下にもぐらせ、机の脚を両手でしっかり持つように指示する ○火気使用中であれば消火を指示する
特別教室	○避難経路を確保する	○実験・実習中であれば、危険回避を指示する（機器を止める、火を消す）
体育館	○火気使用中であれば消火する	○中央に集合させ、体を低くするように指示する（建物の構造や体育用具の位置によっては、柱や壁に寄り添うほうがよい場合もある）
運動場	○児童生徒の人員等状況確認や周囲の安全を確認する	○建物から離れ、中央に集合させ体を低くするよう指示する
プール	○地震や二次災害に備え、児童生徒等を落ち着かせる	○すみやかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する ○揺れが収まれば、速やかにプールから出るよう指示する ○避難準備を指示する（サンダル・靴を履き、衣服やバスタオルで身を守る）
図書室		○書棚から離れるよう指示する

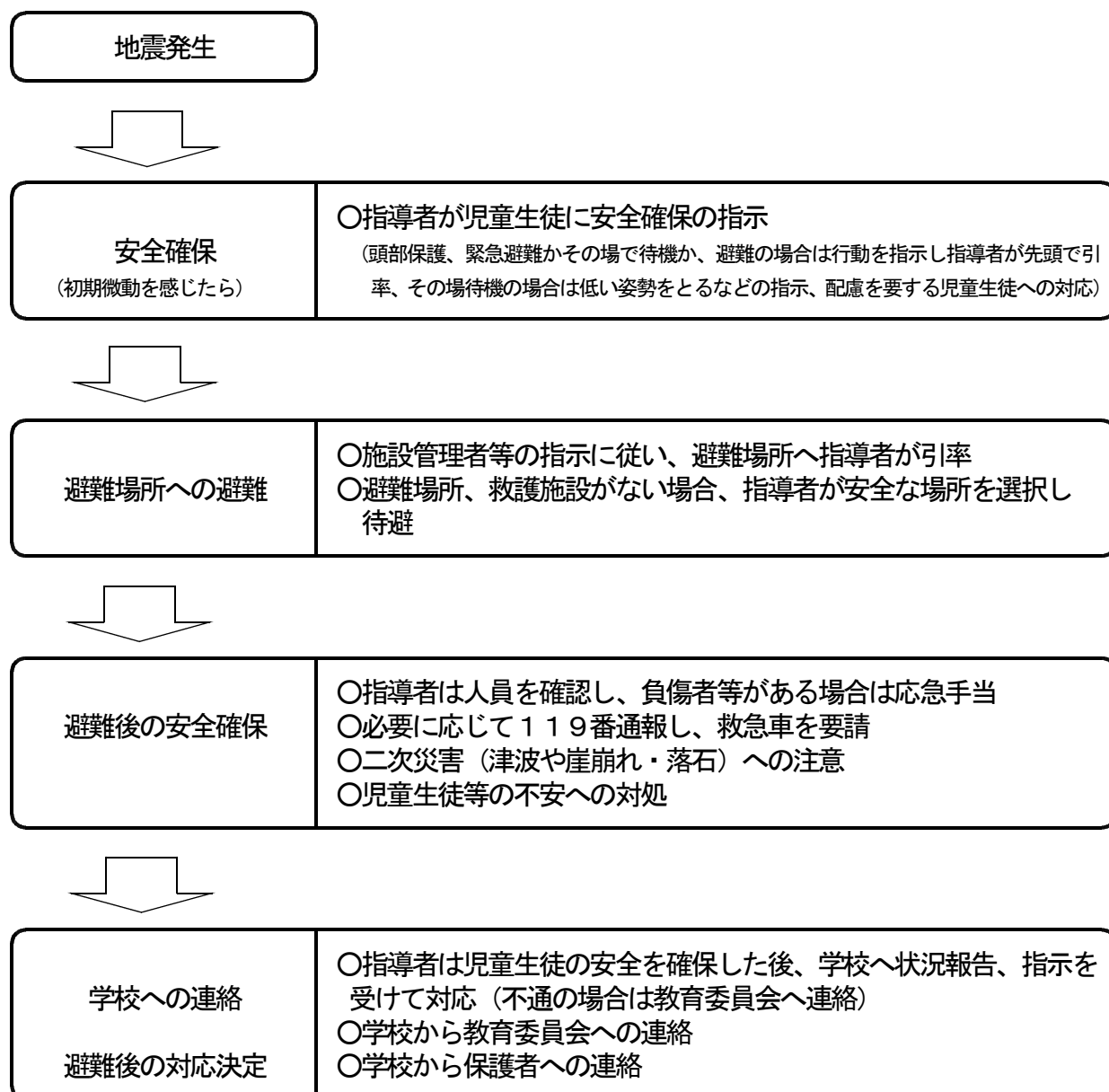
イ 始業前、休み時間、放課後（教師と児童生徒等が離れている場合）

場 所	児童生徒の行動 （日常の防災教育の中で予め指導）	教 職 員 の 対 応
階段、廊下、トイレ等	○揺れている間は、帽子や上着等で頭部を保護してじっと待機する ○落下物や倒壊物に気をつける ○揺れが収まり、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する ○周囲の安全確認をする	○一斉放送等により全校に指示する（揺れが収まるまで、頭部を保護して待機するよう指示する） ○教職員は手分けして児童生徒等の安全確保、指示誘導する ○校舎外にいる児童生徒等の安全確保、負傷者の応急手当をする
運動場、中庭等	○建物、ブロック塀、窓ガラスの近くから離れる ○揺れが収まるまで、頭部を保護し広い場所の中央で待機する	

ウ 登下校時

場 所	児童生徒の行動	教職員の事前指導
山間部	○山際から離れる	○崖崩れ、土砂崩れがあることを指導する
河川沿い	○河川から離れる	○海のそばでは津波により増水することと、暴風雨時及びその後の増水について指導する

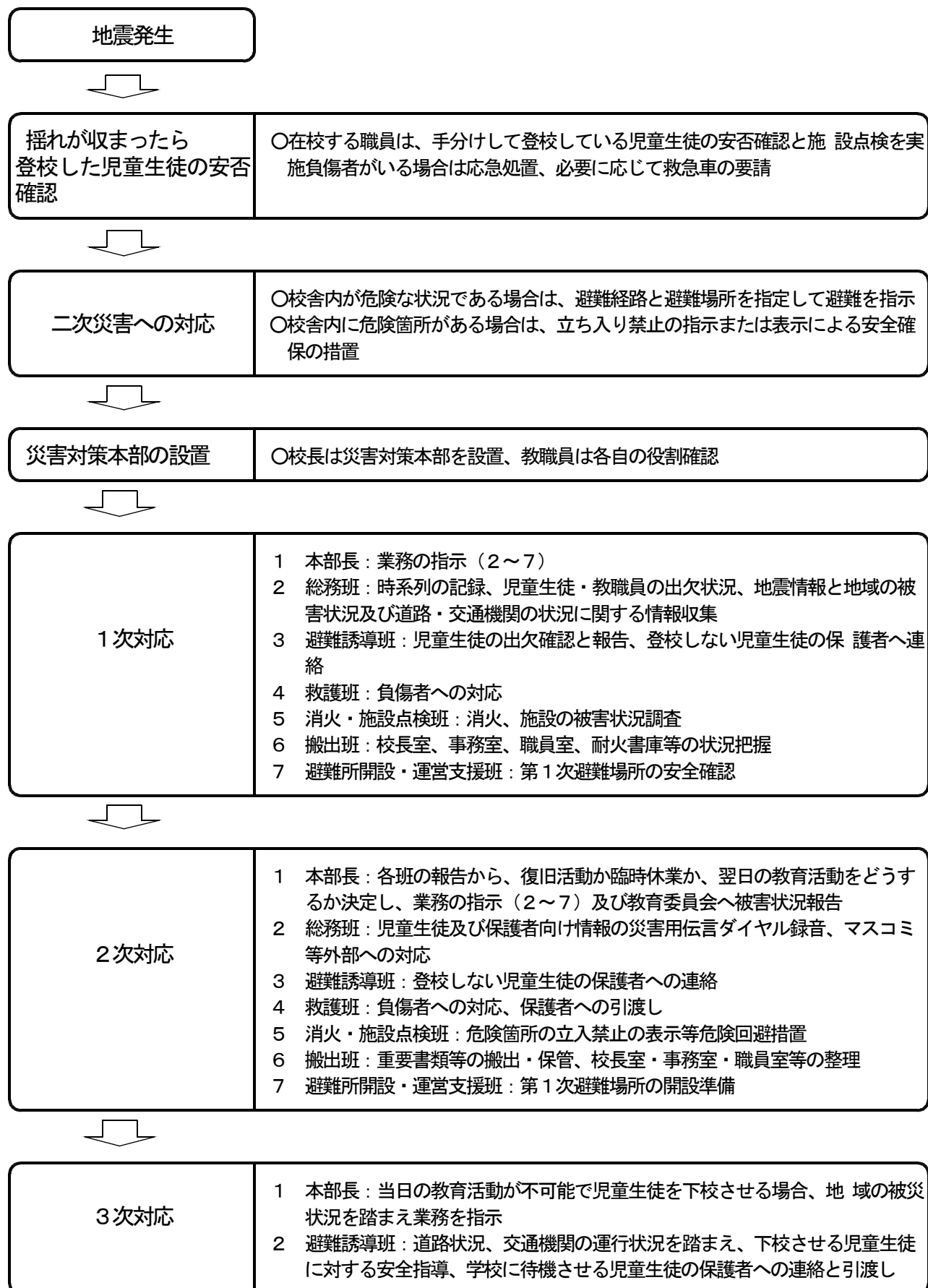
（３）地震発生時の対応 ～②校外活動時～



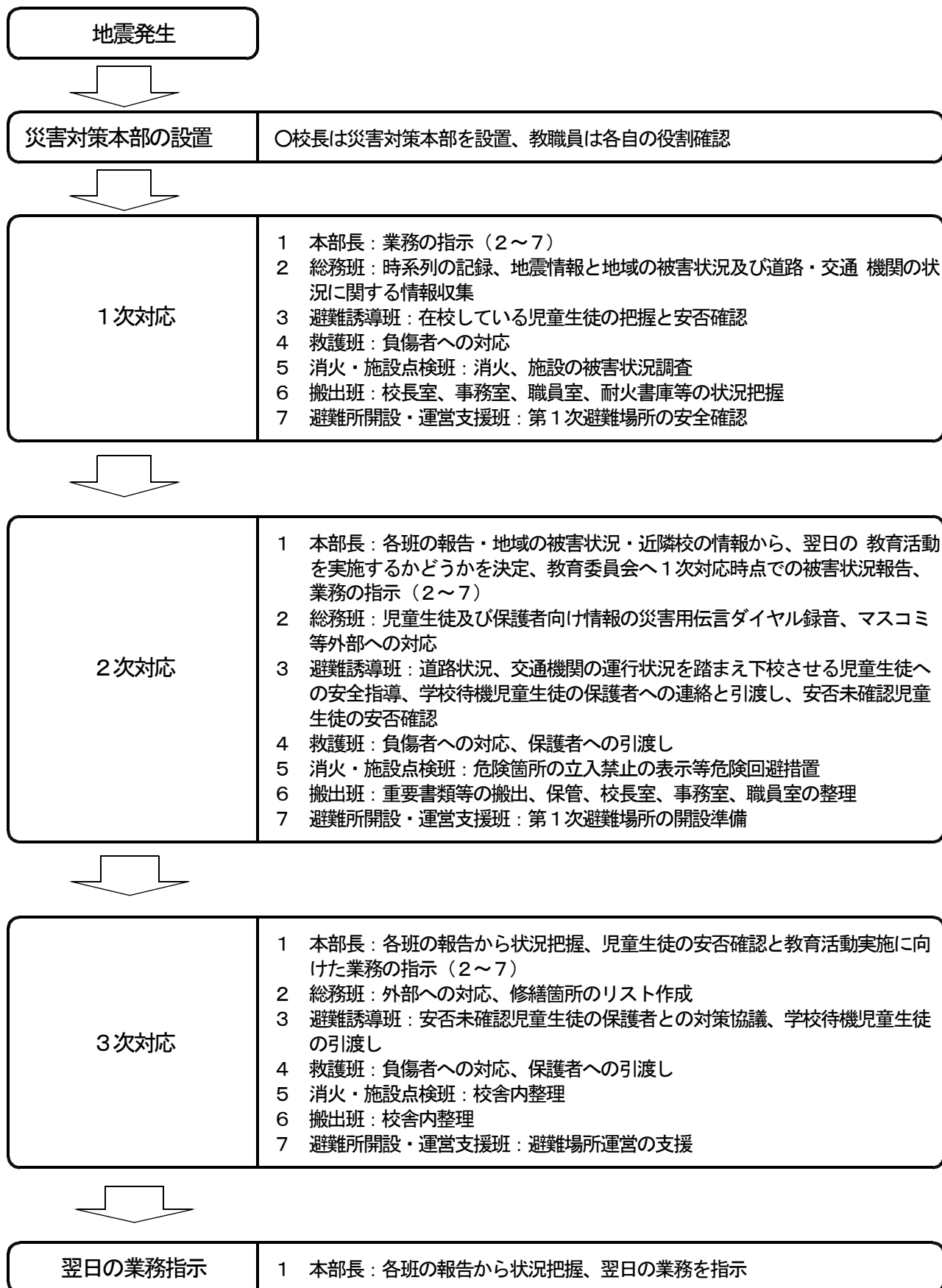
※校外活動に際しての事前確認及び事前指導

- ・見学先の避難経路・避難場所の確認と施設等管理者等との安全面の打合せ
- ・校外活動時の留意事項の指導徹底（指導者の指示をよく聞くこと、一人で行動しないこと、トイレ等で集団を離れる場合は断ること等）

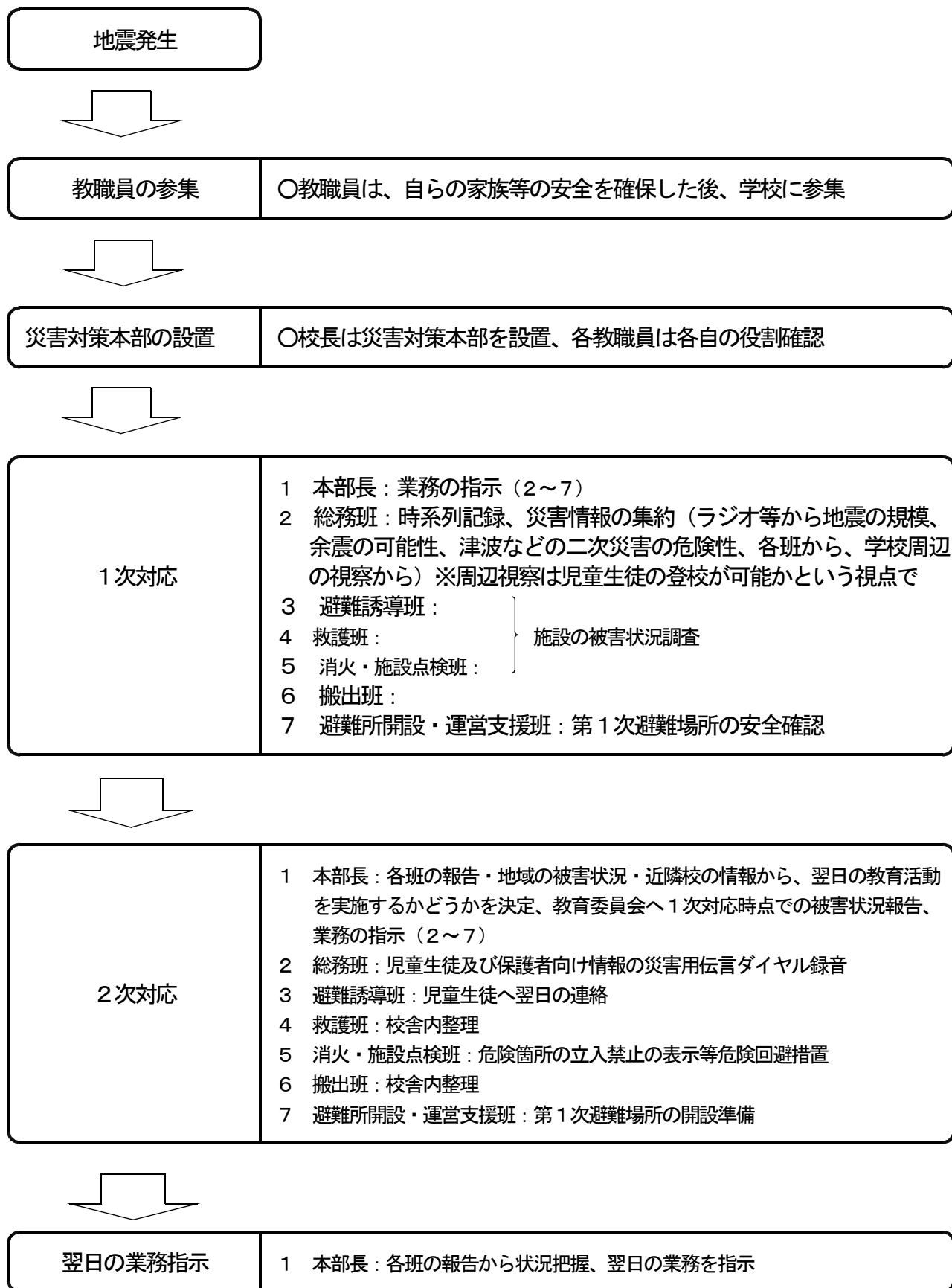
(3) 地震発生時の対応 ～③登校時～



(3) 地震発生時の対応 ～④下校時～



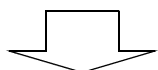
(3) 地震発生時の対応 ～⑤夜間・休日等～



(4) 風水害発生時の対応 ～①児童生徒在校時～

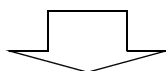
風水害発生

※暴風雨が下校時刻に学校所在地を通過することが予測される場合、また、通過後であっても河川の氾濫や土砂崩れ等の災害の危険がある場合なども含む。



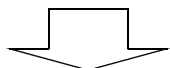
災害対策本部の設置

○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認



1次対応

- 1 本部長：業務指示
- 2 総務班：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象情報の収集・整理、近隣校及び地域災害対策担当課、警察、消防からの情報収集
- 3 避難誘導班：交通機関の運行状況確認



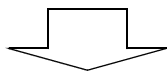
2次対応

- 1 本部長：総務班からの報告と近隣校との情報交換から、以後の教育活動の実施及び風水害への対応策（登下校の方法・時刻の変更）について決定し、業務指示及び教育委員会へ連絡
- 2 総務班：教育活動変更に関する保護者向け通知作成、マスコミ等外部への対応
- 3 避難誘導班：児童生徒への下校指導（気象情報、風水害発生時の留意点）、待機児童生徒の引渡し

(4) 風水害発生時の対応 ～②夜間・休日等～

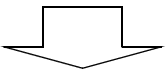
風水害発生

※暴風雨が翌日の登校時刻に学校所在地を通過することが予測される場合、また、通過後、被災の危険がある場合なども含む。



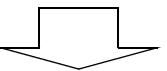
特別警戒配備

- 校長は教頭と連絡を取り、特別警戒配備
- 教頭は児童生徒の安否確認（電話連絡と自宅訪問等）と施設点検



1次対応

- 1 校長：近隣校の情報収集、業務指示
- 2 教頭：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象情報の収集、警察、公共交通機関から交通網の情報収集
- 3 教頭：災害対策本部の設置と緊急連絡に備え待機することを教職員の連絡網で指示、地域の災害対策本部と消防署から学校周辺・通学路の危険箇所情報の収集



2次対応

- 1 校長：近隣校の情報及び地域関係機関からの情報を踏まえ、翌日の教育活動と風水害への対応策（登校の方法・時刻の変更等）について決定し、業務指示及び教育委員会へ連絡
- 2 教頭：教職員への連絡
学級担任を通し児童生徒の保護者への連絡

(5) 原子力災害発生時の対応～生徒等在校時～

原子力災害発生

※ 原子力災害発生時の対応については、原子力災害対策特別措置法及び福島県地域防災計画原子力災害対策編に基づき実施することになる。

国、県及び関係町等が災害対策本部等を設置。また、現地対策本部が緊急事態応急対策拠点施設である福島県原子力災害対策センター（オフサイトセンター）内に設置され、国、県、市、事業者及び防災関係機関の職員が一体となって災害対策にあたる。

(県・市災害対策本部から事故発生のお知らせ)

災害対策本部を設置しない学校であっても、原子力災害の発生した町及びその周辺町から通学している生徒の有無を確認し、その生徒がいる場合には、その地元の災害対策本部と連絡を取り、災害対策本部の指示に従い、生徒を帰宅させる等の措置（帰宅先が避難区域内である場合には、指定された避難所に向かうよう指導。）を講じる。（事故の通報は、県内全市町村にFAX送信されるので、学校所在市町村役場に情報を確認する。）

初期対応



引渡し

- 1 校長：生徒等に校舎内待機を指示し、市対策本部に対処法を確認



- 1 校長：市対策本部の指示を職員に周知
- 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒等の引渡し

市対策本部から 「屋内退避」 指示が出た場合



引渡し

- 1 校長：職員に業務を指示（2～5）
- 2 教頭：時系列に記録
重要書類の保管と搬出書類の準備
- 3 各担任：生徒等の教室内退避と安全指導
- 4 養護教諭：生徒等の健康観察状況の集約と救護



- 1 校長：市対策本部に対処法を確認し、職員に周知
- 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ児童生徒等の引渡し

市対策本部から 「避難」 指示が出た場合



引渡し

- 1 校長：職員に業務を指示（2～6）
- 2 教頭：施錠確認
重要書類の保管と搬出
- 3 各担任：生徒等の誘導順序を確認し、移動用車両へ誘導
- 4 養護教諭：生徒の健康観察状況の集約と救護
- 5 担任外：生徒等の誘導補助



- 1 校長：市対策本部に対処法を確認し、職員に周知
- 2 担任等：保護者への連絡、保護者へ生徒の引渡し

3 避難所開設と運営の支援

I 目的

当校が避難所となった場合に、その開設・運営に対する教職員の協力・支援に関するマニュアルを定め、円滑な対応を図ることを目的とする。

II マニュアルの構成

1 日常における収容避難所に必要な事項の確認

(1) 避難所としての開放区域（校舎・校庭等）の利用計画

避難所として開放することを要請された場合に備え、予め校舎等の開放区域を次のとおり定める。

【避難所における学校施設の利用計画】

No.	利用目的	利用予定場所の例
1	避難場所	体育館（第1次）、校庭テント（第2次）
2	管理運営所（連絡所）	職員室
3	応急救護所	保健室
4	情報機器設置場所	職員室
5	情報掲示場所	玄関、体育館入り口
6	ゴミ集積場所	校庭
7	仮設トイレ	校庭
8	救援物資集積場所	資料室、防災備蓄倉庫
9	救援物資配付場所	資料室、防災備蓄倉庫
10	臨時遺体安置所	体育倉庫
11	仮設電話設置場所	武道館
12	風呂	校庭
13	更衣室	武道館（男）、武道館（女）
14	洗濯場	プール
15	物干し場	校庭野球場
16	ペット置場	校庭
17	介護室	武道館
18	喫煙場所	駐車場門付近
19	相談室	図書室
20	調理室	家庭科室
21	給水室	理科室
22	救急車用駐車場	駐車場（体育館裏）

(2) 利用配置図

※省略

(3) 校門・校舎・体育館等の鍵の保管

勤務時間外において、収容避難所開設の要請があった場合の対応として、学校の鍵の保管に関し、次のとおりとする。

【植田中学校の避難所開設に伴う鍵の保管管理票】

施設	鍵No.	鍵保有者氏名	備 考
体 育 館	1	校 長	植田中学校災害対策本部長
	2	教 頭	植田中学校災害対策副本部長
	3		
	そ の 他		

※ 玄関の鍵の保有者（機関）の確認もしておく

(4) 避難所の開放・運営に係る役所・役場の確認

市町村の地域防災計画により、当校に対し避難所としての開設要請を行い、また開設後の避難所管理運営を行うのはいわき市役所災害対策本部となる。
その担当課は次のとおりである。

収容避難所管理運営	いわき市役所災害対策本部
連絡先	いわき市役所勿来支所 電話 63－2111

(5) その他、収容避難所となった場合に必要な物資に係る情報についての把握
災害救援物資が搬入される場合は、その保管場所を明示する。

【災害救援物資の状況一覧表】

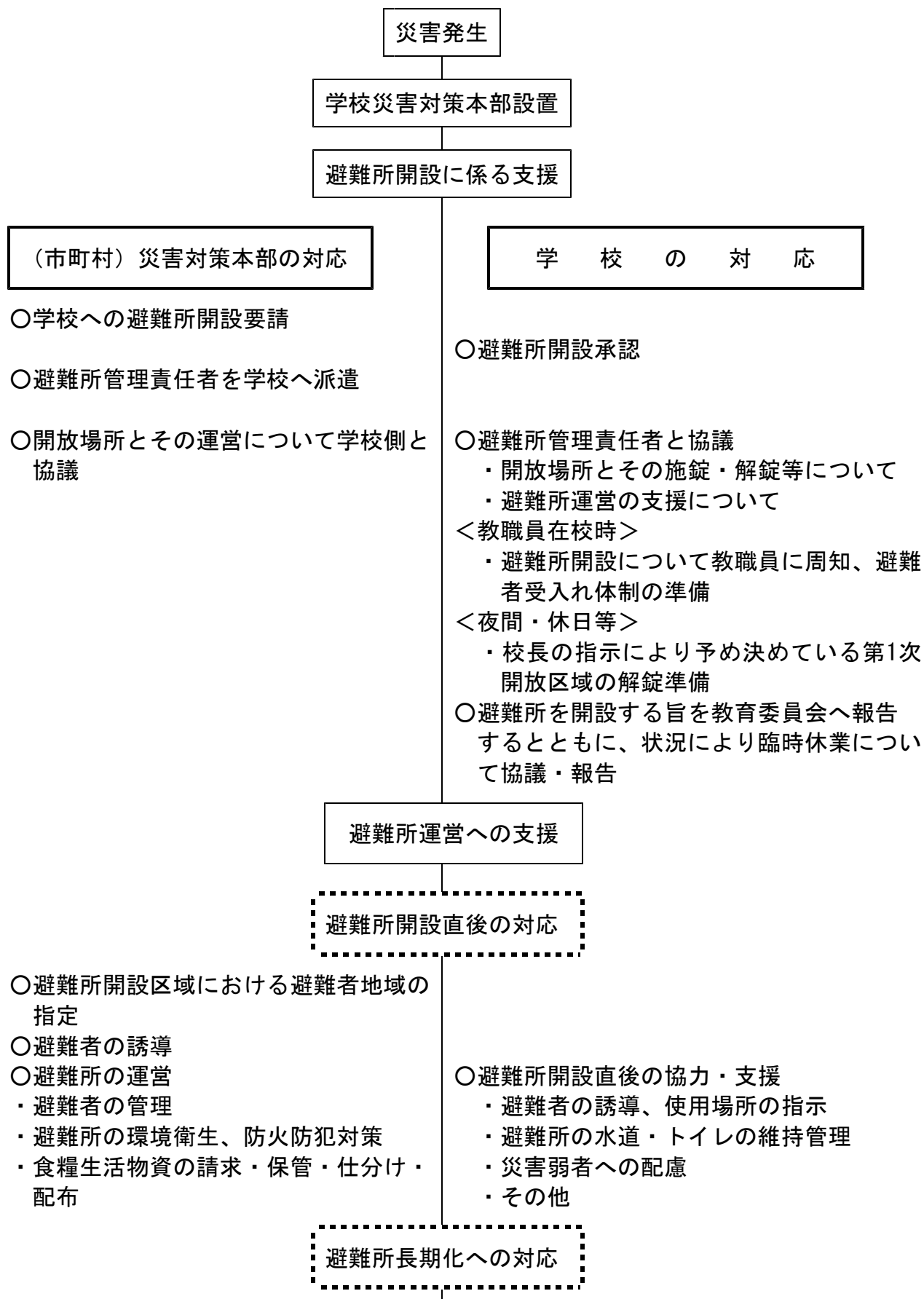
No.	物 資	内 訳	保管場所
1			校舎〇階〇〇室
2			校舎〇階〇〇倉庫
3			

2 避難所開設及び運営に係る協力・支援

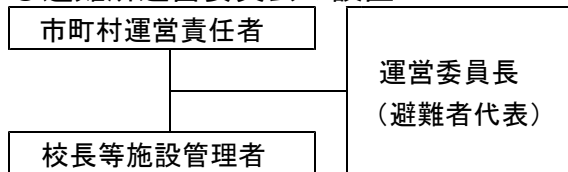
校長等は、いわき市災害対策本部より避難所開設の要請があった場合には、避難所として開放する校舎等の区域をいわき市災害対策本部と協議の上開放する。

校長等は、自校を避難所として開放した場合には、速やかに教育委員会に報告するとともに、臨時休校についても協議・報告する。

(1) 学校災害対策本部における支援マニュアル



- 連絡所の設置
- 避難者名簿作成、各種書類整備
- 避難所周辺の被災状況の把握
- 避難所の日常業務の管理
- 避難所運営委員会の設置



庶務班	避難者の管理、各班との連絡調整
	植田中 P T A 3 役 植田中 教務主任
環境管理班	避難所の環境・衛生管理、防火・防犯対策
	植田中地区消防団 植田中 P T A 役員 植田中 保健主事
食糧物資班	食糧・生活物資等の請求・保管・仕分け
	植田中 P T A 役員 植田中 教職員
各室責任者	各室への連絡調整、生活物資等の仕分け・配布
	植田中 P T A 役員 植田中 教職員

○避難者による避難所自主運営管理のための運営委員会への協力

・ 庶務班への協力

・ 環境管理班への協力

・ 食糧物資班への協力

○避難所としての学校施設使用状況に関する教育委員会への報告

避難所閉鎖

○避難者の居住先の確保

○避難所閉鎖による学校施設等の通常状態への回復

(2) 校長等及び避難所開設・運営支援班の役割

1 避難所開設直後の対応

(1) 校長等施設管理者の役割（※ 避難者が既に校庭等に集合しており、いわき市災害対策本部からの避難所管理責任者、避難所開設員が未到着の場合。）

- ① 応急的な措置～必要な生活スペースを、学校が予め定めておいた開放優先順にしたがって開放
- ② 避難所管理責任者、避難所開設員到着まで代行が想定される初期対応業務
(なお、これについては、いわき市災害対策主管課と事前に協議が必要)
 - ア 避難所開設の（市町村）災害対策本部への第一報
 - イ 避難所開設地域における避難者地域の指定
 - ウ 災害弱者（寝たきり老人、障がい者等）への配慮
 - エ 大量避難者対応のためのテント設置
 - オ 受入れ人数、食料・寝具等の必要数等、避難所の状況等のいわき市災害対策本部への報告

(2) 避難所開設・運営支援班の役割

(なお、これについては、いわき市災害対策主管課と事前に調整が必要)

- ① 飲料水・生活水の確保
- ② 電気・照明器具、燃料の確保
- ③ トイレの表示・維持管理
- ④ 負傷者に対する応急措置
- ⑤ 救援物資の要請・受入れ・管理
- ⑥ 施設内の清掃、ゴミ・廃棄物の管理
- ⑦ 避難者との連絡窓口の設置、情報提供
- ⑧ 学校内にある避難所運営に役立つ備品・施設の点検・整理

2 避難長期化への対応

(1) 校長等施設管理者の役割

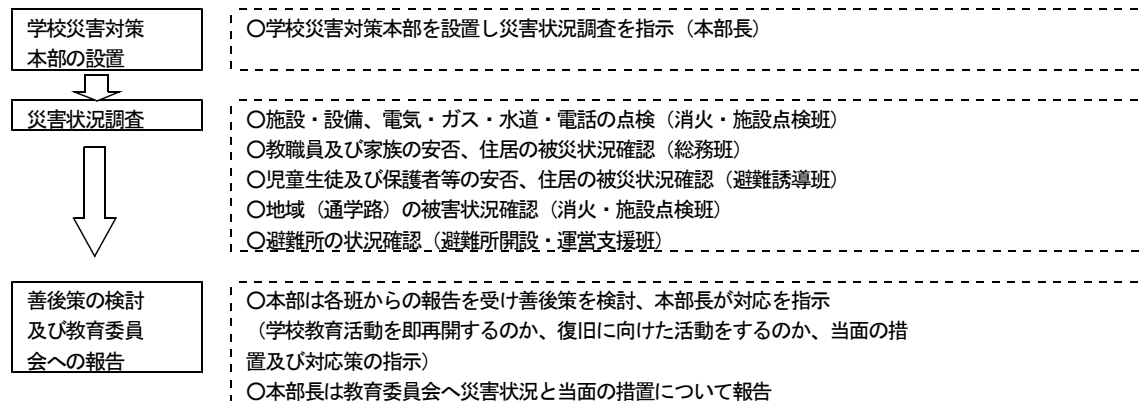
- ① 長期化する場合、避難所管理責任者の代行が想定される業務
(なお、これについては、いわき市災害対策主管課と事前に協議が必要)
 - ア 連絡所の設置
 - イ 避難者名簿の作成、各種書類の整備
 - ウ 避難所周辺の被害状況の把握
 - エ 避難所日常業務の管理
 - オ 避難所運営委員会の設置

(2) 避難所開設・運営支援班の役割（※ 避難所開設直後の対応継続及び以下の項目）

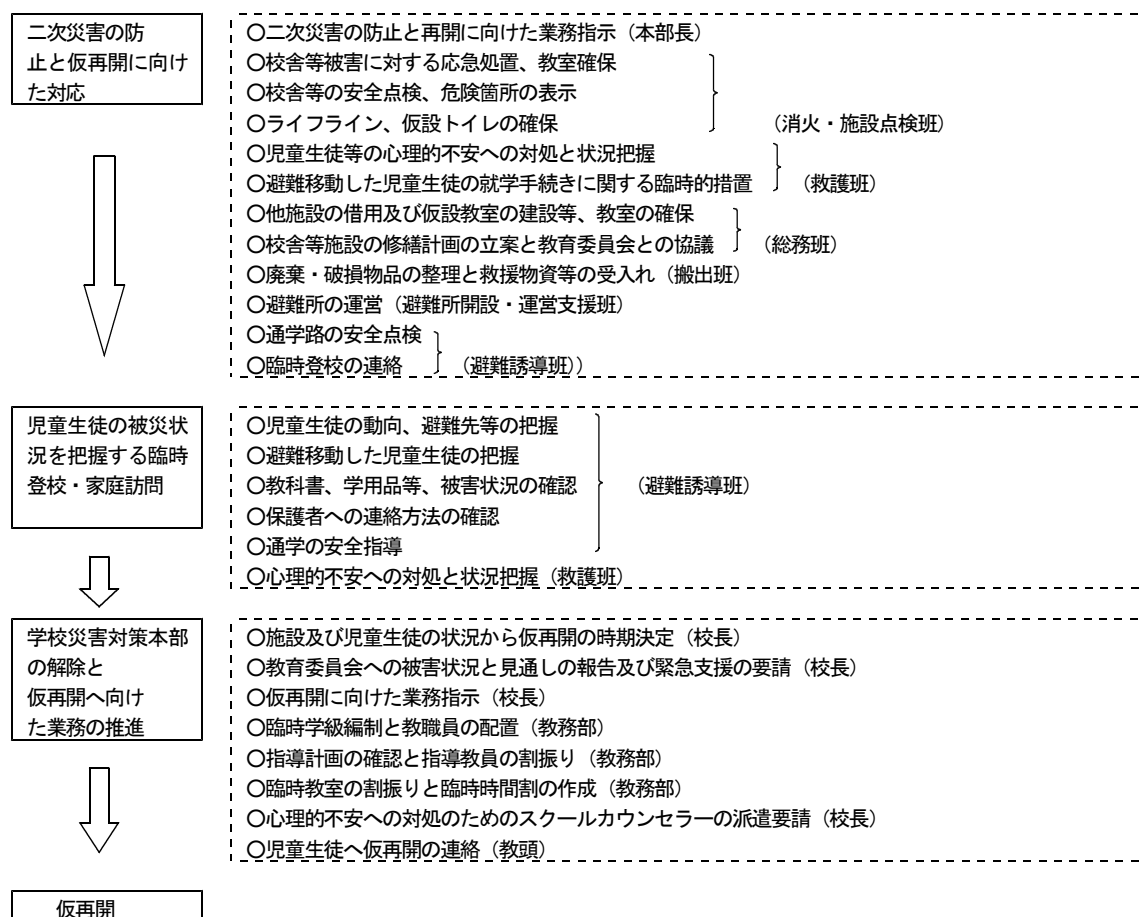
- ① 共同炊き出しへの協力
- ② ボランティア受入れへの対応
- ③ 避難所内の秩序維持、盗難防止、防火管理

4 授業再開に向けての対応

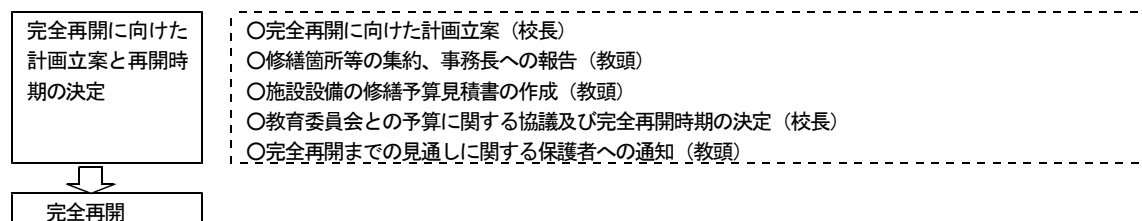
(1) 1次対応（被災状況の把握と当面の見通し）



(2) 2次対応（仮再開に向けた対応）



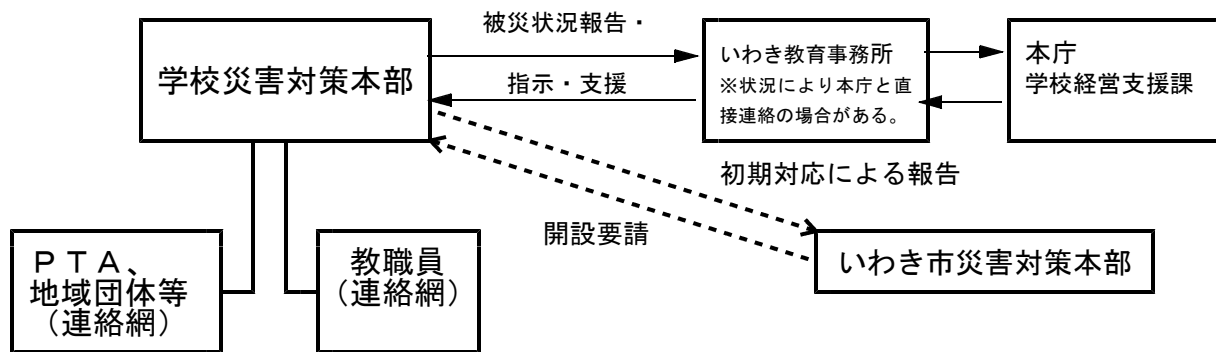
(3) 3次対応（完全再開に向けた対応）



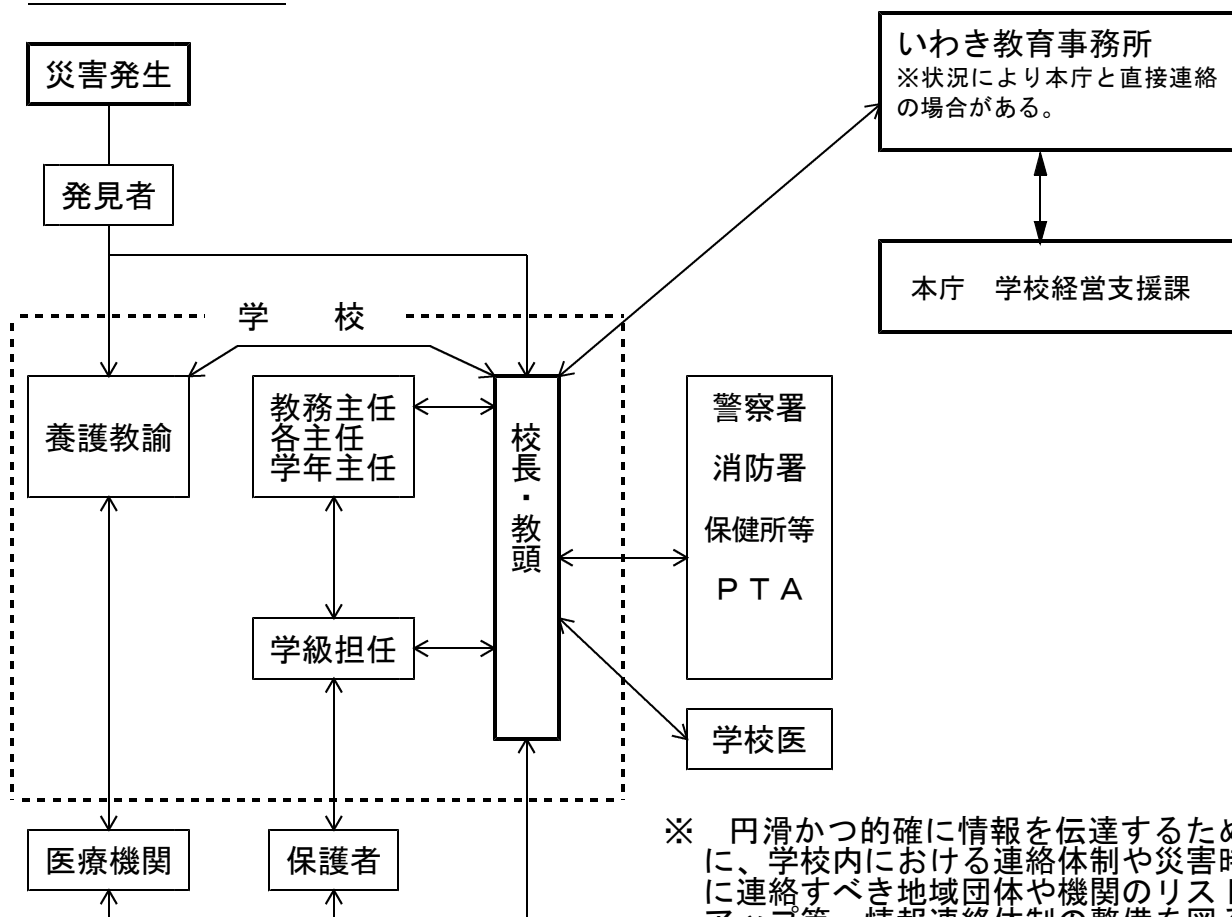
◆資料①

情報連絡体制

○ 自然災害発生



○ その他の災害発生



※ 円滑かつ的確に情報を伝達するため、学校内における連絡体制や災害時に連絡すべき地域団体や機関のリストアップ等、情報連絡体制の整備を図るとともに、体制図中に電話番号を記載し見易い場所に貼付しておく。

※ 全市町村レベルの災害が発生し、しかも電話が不通の状態における教育委員会から全学校への連絡等は、校長会の緊急連絡網の協力を要請して伝令により行うことが想定されることも念頭に置く。

※ 市町村立学校の場合は、市町村教育委員会を通じて教育事務所との連絡となる。

◆資料②

はい	いいえ	番号	評 価 内 容
		1	学校の所在地が地震による津波や山・崖崩れの予想される地域にあるかどうか知っていますか。
		2	津波や山・崖崩れの予想される地域にある場合、避難指示等が発せられるとすぐ避難しなければなりません、避難する場所や経路を決めていますか。
		3	避難が必要になったとき、学校の重要書類や生徒名簿はすぐに持ち出せるようになっていますか。
		4	非常時における教職員の役割を明確にし、指導を徹底していますか。
		5	避難場所となっている学校では、避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知されていますか。
		6	児童生徒や教職員への非常時の情報伝達方法（緊急連絡網の作成など）、その広報内容（連絡文）について準備していますか。
		7	保護者に対して、児童生徒の引渡し方法などについてふだんから周知徹底してありますか。
		8	非常時に情報を知るテレビ、ラジオ、防災無線受信機などを備えていますか。
		9	校舎、体育館、屋内施設やブロック塀などの耐震診断の結果を知っていますか。
		10	必要な建物、体育館などの補強は済んでいますか。
		11	事務機、ロッカー、書棚、薬品棚、ピアノ、コンピュータ、テレビなどの転倒、移動、落下防止の措置をしてありますか。
		12	窓ガラスなどの飛散防止対策（フィルムを張るなど）をしてありますか。
		13	避難の際に妨げとなる、廊下、階段、非常口などの障害物の除去をしてありますか。
		14	危険物施設（ボイラー、ガスボンベ、薬品庫など）の整備、点検を定期的に行っていますか。
		15	防災用資機材の準備・点検ができていますか。
		16	避難誘導や初期消火などの訓練をふだんから実施していますか。
		17	校内での防災訓練（避難経路確認・消火・下校訓練など）を実施していますか。
		18	地域での自主防災組織の訓練（9月1日や12月の第1日曜日）に児童生徒を参加させていますか。
		19	市町村役場の防災担当者と定期的に、連絡打ち合わせ会議などを行っていますか。
		20	地元の自主防災組織などと、非常時の協力や応援などについて話し合いを行っていますか。
		21	避難所となっている学校では、非常時の住民の受入れ方法などについて市町村や自主防災組織の代表と協議をしていますか。
		22	遠距離通学などのために残留する児童生徒や、防災担当職員のための非常時における食糧（7日分程度）、飲料水（3日分程度）、毛布などを確保していますか。
		23	教育計画には地震防災の教育活動が組み込まれていますか。

（参考）防災教育のための参考資料「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開（文部科学省）